

第1回

介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会

議 事 要 旨

日 時：平成18年1月31日（火）13：30～15：30

場 所：厚生労働省共用第7会議室（5階）

第1回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会
議 事 要 旨

- 1 日 時： 平成18年1月31日（火） 13：30～15：30
- 2 場 所： 厚生労働省共用第7会議室（厚生労働省5階）
- 3 出席者： 阿部正浩、井部俊子、江草安彦、京極高宣、高橋福太郎、田中雅子、
対馬徳昭、中島健一、樋口恵子、廣江 研、堀田 聰子、梶田和平、
綿 祐二、和田敏明の各委員
＜事務局＞
中村秀一 社会・援護局長、石塚 栄総務課長
矢崎 剛 福祉基盤課長、成田裕紀 福祉人材確保対策室長、
黒沢正俊 福祉人材確保対策室長補佐、宮田典子 介護技術専門官

4 議事

- (1) 検討の背景について
- (2) 介護福祉士をめぐる現状と課題の論点整理
- (3) 今後の検討事項について
- (4) その他（スケジュール等）

○司会より委員及び座長の紹介（座長は京極委員）

○中村社会・援護局長より事務局紹介

(中村局長) 社会・援護局長の中村でございます。

この「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」を開催することといたしましたところ、まず皆様には大変お忙しい中、委員に御就任いただきまして大変ありがとうございます。

この介護福祉士でございますが、介護を行う専門能力を有する人材を養成・確保し、増大する福祉ニーズに適切に対応するというを目的といたしまして、昭和63年4月に施行されて、今年で18年目を迎えております。介護福祉士の資格取得方法には国家試験と養成校の2つのルートがございます。国家試験の受験者数、合格者数は年々増加しております。去る29日に行われました第18回の試験の受験者は、去年は約9万人でしたが、今年は約14万人と大変多く増えまして、昨年までの国家試験の合格者数のトータルについては、後で現状についての資料で御説明させていただきますが、約28万5千人となっております。養成施設の卒業生も増加しております。国家試験の合格者、養成施設の卒業生も加えますと、介護福祉士に登録されている方は、昨年12月末現在で約47万人ということで、大変大きな数となっております。

介護保険の分野について、御説明いたしますと、介護保険事業に従事しておられる介護福祉士の方は約19万人といわれておまして、特別養護老人ホームでは介護職員の方の約4割が介護福祉士の方であるということで、いわば介護を支える現場で介護サービスの中核を担う人材として、18年たちまして確実に定着し、大きな力を発揮していただいている、というふうに考えております。

こういった中で、一昨年になりますが、社会保障審議会の介護保険部会の意見書では、「これからの介護職員は資格要件という観点からは、将来的には任用資格は介護福祉士を基本とすべきである」という方向性が打ち出されています。

介護の分野を見ますと、昭和63年にこの法律ができたわけですが、その後いろんなことが福祉の世界でも起こっております。言うまでもなく、一番大きいものは、平成12年の介護保険制度の導入だと思いますし、平成15年に障害者の分野では支援費制度が実施され、昨年は障害者自立支援法が成立して、今年施行されるという大きな変化が起こっております。介護福祉士制度ができましたときには、要介護認定もございませんし、グループホームもございませんし、ユニットケアもございましたが18年の変化は制度の定着、発展という意味でも大きな時間ございましたが、何よりもまわりの環境も変わっておりま

すし、介護の世界自体も相当に進歩してきたというふうに考えております。

そういたしますと、これから求められるのは、少子高齢化の進行ということで介護ニーズはまだまだふえるでしょうし、また、高度なサービスが求められると思います。支え手の方は貴重な人材ですから、大いに立派な人材を介護分野にも導入していかなければならないと思っております。障害の分野もそうですし、認知症はじめ高齢者介護のニーズも変わってきているのではないかと思います。

そういった意味では18年間で量的にかなり拡大してきましたけれど、一方、よく言われておりますのは、質的にどうか、それから、このように変化した介護ニーズに十分対応できる介護福祉士であるのか、そういったことが論点としていわれているわけでございまして、介護福祉士の養成施設や国家試験のあり方、資格取得後の継続研修等、いろんな問題があると思っております。

私どもの方でも平成15年から「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会」を設置しまして、16年6月に「介護福祉士の資格の取得方法について、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方向に統一することを検討する」等の報告がなされている、というような状況でございます。

最初のごあいさつとしてはちょっと長くなりましたが、こういう状況でございますので、私どもこの検討会で何を願いますかということではありますが、介護をめぐるさまざまな有識者の方々にお集まりいただきまして、介護福祉士をめぐる現状と課題、これから期待される介護福祉サービス及び介護福祉士像、介護福祉士養成施設におけるカリキュラムの内容、資格取得方法の統一ということが言われておりますが、資格取得方法のあり方、こういったことの課題について、幅広い観点から御議論いただきまして、これからの介護を担う介護福祉士のあるべき姿に向けて、より改善、向上をしてまいりたいと思っております。そういった意味で、私ども方向性を見出していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

(京極座長) 座長を務めることになりました京極です。

中村局長から並々ならぬ決意のお話がありましたけれども、昭和62年に法律ができ、63年からスタートしましたけれど、ことはまだ18年ですが、再来年には20年という大変な節目でございまして、御案内のように、法律ができた1987年に社会福祉士、介護福祉士ができて、10年後の1997年に介護保険法ができ、そのときに精神保健福祉士法もできました。また10年たって2007年にどうなるか。これはなかなか予想もできない大きな出来事

でございます。

そういう中で少子・高齢化も進み、社会保障全体が大きく変わっていく中でどういうあり方があるのかの議論を思い切ってして、でも実際にその方向性を出しても、現実的にどうするかということもございますので、余り現状に縛られないで議論いただきたいと思えます。最近私は社会保障でちょっと余計なことを申し上げているのは、過去・現在・未来と延長線で引き延ばしていくというのはいい場合もあるんですけど、大きな激動の社会においては未来から現在を見る視点、バック・トゥ・ザフューチャーといいますけど、そういう視点が必要で、あるべき側から現状を見て、その間にどういう橋渡しをするか、という発想がないと、どうしても現状にとらわれて、微小な改革はできますけど、大きな改革はできない。そして、その視点でさらに過去も見てみると、果たしてどれがいいんだということもいろいろ見えてくるのではないかという気がいたします。

そういうことで、司会進行ということで、皆様方の意見が十分に反映されるように努力したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、事務局より本検討会の背景及び今後の検討事項について御説明いただきたいと思えます。

(成田室長) 資料説明

(京極座長) どうもありがとうございました。いい資料がたくさん入っていると思えますので、議論のときに使っていただきたいと思えます。

本日は初回の検討会でありますので、テーマであります介護福祉士の現状、課題についての御質問、御意見や資料についての御質問、また今後の検討会の進め方等についてでも結構ですので、1人5分程度で御発言をお願いしたいと思えます。

対馬委員、よろしくお願いいいたします。

(対馬委員) 私どもの会社は、在宅介護サービスを提供している会社でございます。エリアは東日本地域を中心に現在、約2,700名のホームヘルパーさんが在宅の高齢者のサービスに当たっております。今回の介護報酬改定の中で、訪問介護の基本介護報酬に特定事業所加算が創設されました。一定の条件を満たせば基本介護報酬に10%、20%が加算になります。たとえば訪問介護事業所のヘルパーのうち介護福祉士の占める割合が3割を超えた場合については介護報酬が加算してもらえるとということで、現在その調査を実施しているところです。まだ集計は終わっていませんが、全ヘルパーのうち介護福祉士資格を取得

しているのが約20%になると思っています。その20%弱の大方のヘルパーが介護現場の3年以上経験で受験資格を得て、国家試験に合格し介護福祉士を取得した者で、介護福祉士養成校を卒業してホームヘルパーとなっている者はわずかでありませぬ。比較をしてみますと、現場で3年以上経験を積んで介護福祉士資格を取った者については在宅介護でも即戦力になります。しかし、養成校2年を卒業して私ども会社に入社しても即戦力にはならないというのが実態であります。

しかしながら、実際に在宅介護の現場に行つて、例えば、利用者さんが食事の摂取が上手にできないという場合、現場で3年以上の経験を積んだ介護福祉士のヘルパーは、食べられないなら食べさせてあげるといふことで、全介助してしまう。しかし、介護福祉士養成校を卒業してきたヘルパーの方は、果たして全介助がいいのか、一部介助がいいのかを考えます。さらに、道具の工夫とか、食事介助の仕方を工夫しようとしているという点が大きな違いだと思います。

また、現場経験3年以上で介護福祉士になった方については、介護保険制度を中心に法律・制度が余りよく理解されていません。一步間違つると大変な事態になる訳であります。私どもの会社では、利用者さんのところへ行って飴玉1個もらつてもだめだよ。という事を徹底しているつもりですが、利用者さんに無記名でアンケート調査をしますと「あのヘルパーさんが家に来てサービスが終了して必ずお茶を出さないと帰らない」といふような事実があつたりします。その辺りは、養成校で学んできた方は会社のルールは守る。特に倫理基準を遵守という傾向にあります。大ざっぱではありますが、同じ介護福祉士でも養成校を卒業した人材と、現場経験3年以上で試験を受けた人では大きな違いがあると感じております。

(京極座長) ありがとうございます。それでは、阿部委員から順次お願いします。

(阿部委員) 私は専門が労働経済学でありますので、そういう意味では、仲間内ではないところの角度からいろいろ意見を言いたいと思つております。

私、介護福祉士そのものについて皆さんほど知っているわけではありません。ただ、先ほど座長からバックトゥザフューチャーというお言葉があつたと思つていますが、ことしは2006年ですが、44年後の2050年になりますと、現状とは全く違う社会になるんだといふことを考えながらこの話を進めていかないと少しまずいかなと思つています。今は65歳以上の高齢者1人を現役世代5人で支えるという状況ですが、これが2050年になると、現役2人で1人の高齢者を支える。あるいは2人より少ないんじゃないかといふふうに言われてい

ます。それくらい少子・高齢化が進んでいく。このように高齢者がふえた中で介護に携わる人がどれくらい能力を発揮できるかということを見ると、相当の生産性を上げるとか、質を高めていく必要があるのではないか。現状とは全く違うことが40数年後には待ち構えているんだということを意識してこれからのあり方を考えていく必要があるのではないかと考えています。

それから、資料をざっとしか見ていませんので、まだわかっていませんが、男女間の働き方にちょっと違いがあるのかなというのが先ほどの成田室長の御説明で見えてきたんですが、このあたりも少し考えていかないと、これからの少子社会の中でどういうふうはこの職業が成り立っていくのかということも重要な視点ではないかと思えます。

(京極座長) ありがとうございます。井部委員、お願いします。

(井部委員) 私は看護の世界の者でありますので、阿部委員と同じように異色かもしれませんが、介護福祉士はどういう役割を持つかという説明がただいまございましたが、看護と非常に近接している領域であります。資料2の2ページを拝見しますと、名称独占の国家資格ということと、「専門的知識、技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及び介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする」ということで、障害のある方たちの日常生活の支援ということになるわけですが、この部分は看護におきましても、療養上の世話、という役割がありまして、その点ではこれからの、特に高齢者のケアに関しては介護福祉士の方と看護職の連携ということが極めて重要になると思えます。看護もさまざまなルートで国家資格を取るわけですが、看護の世界も課題がいろいろありますが、介護福祉士の教育制度においても今拝見いたしましたところ、さまざまなルートがあって、人材の質の保証という面では検討しなければならないことがあるんだなということがわかりました。

介護給付費分科会で田中委員と御一緒だったんですけれども、特にケアマネジメントが重要だという発言が多く委員からありましたことと、実際に介護給付費分科会でも議論になりましたけれども、さまざまな新しいサービスや、あるいは加算がついておりますので、そうした制度にうまく運用するためにはサービスの質の保証ということが極めて重要で、その点では特別養護老人ホームなどは看護職は100人に3人とかという基準ですが、介護職員はもっとおりますので、潤沢とは言えないと思えますが、そうした中でどのように介護サービス、看護サービスとサービスの質の保証のためにうまく連携をする必要があ

と思います。

(京極座長) 貴重な意見をありがとうございます。今の介護福祉士の定義の問題について事務局で補足があればお願いします。議論の前提なので、私はこの制度創設のときに内閣法制局に説明に行った人間だから、脱線しちゃうとまずいんだけど。今おっしゃった点、大事な点ですけど、法制定時に携わった立場で申し上げると、ただ「身体上又は精神上の障害がある」という障害は障害者の障害という意味ではないので、後で田中さんから言っただけだと思いますが、実は制度の創設に当たっては一方で看護師の仕事との仕切りというか、役割分担と、他方でOT、POとかもございました。また、家政婦の仕事との関係等、いろいろな線引きが大変難しく、その中でああいう定義が出てきたということで、社会福祉士のように社会的な問題は直接には表現されていませんが、一つの定義を決めるのに、あれほど、深夜まで何十時間も議論したというのは初めての経験だったので思い出深いんですけど、事務局からはいいですか。

(矢崎課長) 具体的に実際どこまでが医療行為なのかどうかというのは、規制改革の中でも御議論がありまして、昨年、医政局の方で一定のラインを出したという状況があります。また、今後、例えば、医療サイドでも在宅医療を進めていくといった局面も想定されておりますが、そういった中で医療の関係者の方々と介護の関係者の方々がどのように連携していくかというのも一つの課題ではあると思っておりまして、そういった観点から開催要綱の検討項目のその他のところでも、医療関係者との連携という項目を設けておりまして、先生方に御議論いただこうと考えております。

また、養成のカリキュラム、シラバス等の御議論の中でも、例えば、医療の領域でも少しやるべきことがあるのかなのかといったような御議論も今後していただけるのではないかと考えております。

(京極座長) それでは、江草先生。

(江草委員) 介護福祉士を養成する学校の団体の会長をやっておりますが、その立場も踏まえながらお話したいと思います。

先ほど局長から制度ができてから今日までについて概観したお話をいただきました。それで思い出していただければよろしいのですが、人口論といいましょうか、少子高齢というような人口特徴というものがすべての根幹であると私は思っています。ところが、社会保障に関連した分野、特にそのサービス提供ということで社会福祉士の制度とともに介護福祉士の制度が18年前にできたわけでありまして。その当時は急速に必要な介護ニーズに対

してこれを供給するためにシステマティックに養成することはなかなか難しいということで、学校が最初は22課程あったわけですが、22課程できても卒業するまでに2年かかるわけです。その間をなんとかつながないといけないということで国家試験で実務経験者の中から合格者を出すということであったわけです。

その22課程が今日では470ほどに膨らんできたわけですが、それにいたしましても、40数万人の介護福祉士の有資格者ができましたうちの6割は国家試験を受けた方々ということで今日まで来たわけです。

その間に、量的な要請にはある程度応える状態になったということはいろんな研究で出ています。私どももかつてその問題について検討いたしましたが、先ほどの局長の話にもありましたけれども、社会福祉施設、なかんずく高齢者の関係の施設においては約40%が介護福祉士で占められているという状態で、そして、成田室長からお話がありましたが、介護福祉士がつくことができる職業というものも随分広がってまいりました。こうなりますと、量的な問題も一方でまだまだ不十分かと思いますが、それとともに資質という言葉がいいのかどうかわかりませんが、サービスが複雑化してきた。それに対応するために多機能型の人が必要になる。それから、また阿部先生がお話なさいましたように、人口の動態は急速に変化するであろう。そうなりますと、ある程度数は対応しなければいけない要素はありますが、サービスの質をどうするか。その質を実現するために、保証するために必要な職員の能力、専門職の能力はどうあったらいいのか。このようなことが一番問題になるんじゃないかというふうに思います。

特に介護保険の問題はもちろんでありますが、障害者自立支援法の問題、あるいは高齢者の場合でも認知症のような方々の問題、あるいはターミナルケアの問題、というふうに多様になってまいりました。従来の介護福祉士の概念では賅いきれないほどの問題です。

そうしますと、人間的成熟というものも必ず必要になる。先ほど、対馬先生から即戦力という言葉が出てまいりました。即戦力がある一方、深い洞察力の必要な介護が今要る時期が来たんじゃないか。そんなふうに思います。

そうなりますと、養成をどうするのか。これについては社会保障審議会でも話がありましたように、あるいは数年前に行われました検討会でも議論になりましたが、求められるサービスを提供できる人を育てるためにはどうしたらいいのか。こういう議論の中には、行政のプロセスを見直さなければだめなのではないかということになりました。今回の議論の中にもそれがあると思いますが、その中で私はなんとか質的な向上を図らなければいけ

ないということでもありますけれども、基本はサービス提供者満足のサービスではないのであって、サービスを必要とする人間が満足するサービスとは何かというような、いわゆる消費者的立場でものを考えなければいけないんじゃないか。そういうことが考えられるような教育をしなければいけない。同時に、それが考えられるような人間関係が持てる人でなければいけない、というふうなことを私は強く感じております。

私は自分の過去を考えて、福祉サービス、ことに人材育成について、パラメディカルの方々の養成、あるいは医師の養成などをやってまいりましたけれども、一方で現場で働いているということを考えてみますと、最終的には自分の同僚諸君を見ておりまして、自分の知的、あるいは技術的能力の向上を図る以上に、自分の人生を考える態度、かえりみることができるような人でなければいい同僚ではなかった、そういうことを感じております。次第に自分自身がサービスを受ける立場になりつつあるんじゃないかということもあって、思いを持ってやってくれる人の方がもっといいと思う。こんなことを感じる昨今であります。

したがって、きょうのこの集まり、これから数回の集まりは大変期待をしております。そのことがこれからの介護職の養成に大きく影響があるだろうということを期待しています。

最後に一言申し上げておきたいと思っておりますのは、井部先生がおっしゃったんでしたか、看護との関係が非常に深いわけです。

看護、介護、そしてリハもそうです。同じ高齢者なり障害者を対象とするサービス提供者が同じような流れで養成され、同じような思いで共同作業をやらなければいけないんじゃないか。そういう意味で私は皆さん今ごらんになりましたように、養成校での養成期間が2年ないし4年となっております。このあたり、介護以外はみな3年以上です。介護だけは2年。どうしてなんだろうか。これはまた後ほど京極先生がこの制度をつくるときに御尽力なさったので伺いたいと思っています。

(京極座長) ありがとうございます。高橋委員、よろしく申し上げます。

(高橋委員) 私は福祉系高校の協会の現在会長でございますが、現場では一高校の校長にすぎません。しかし、一生懸命勉強しながらこの大きな問題に対応させていただきたいと思っております。高校福祉科というのは、教育システム的には文部科学省に属しているわけですが、その中で福祉科ということになりますと、厚生労働省からさまざまな免許等を頂戴しなければなりません。ですので2つの省にはさまっていろいろと難しい学科では

ないのかなあということを感じておるわけです。難しいというよりは、文部科学省、あるいは厚生労働省の皆様方と、そして世の中全体から、高校福祉科に対する格別の御高配をこれまで賜りまして、そのことに対しましては感謝を申し上げたいと思っております。

現在、高校福祉科校長会には225校が加盟しております。それは委員の皆様方に配布されております資料2の26ページでございます。介護福祉士試験受験可能校が187校、訪問介護員養成研修事業が643校、教科「福祉」実施校は181校で、合わせて1,011校が高等学校福祉科教育にかかわりがある。日本には5千ちょっと高校がありますので、5校に1校が日本の社会においては資質の高い介護福祉士を養成するとは言われていますけれども、これほどの高等学校が福祉教育を実施しております。また、ここで勉強している生徒数は、平成17年度においては78,402名が一生懸命に学んでおり、高校の教育においては大きな社会的役割、あるいは領域を担っているのではないかと考えているところでございます。

私たち、高校福祉科校長会におきましては、各地区の研修会、あるいは全国大会研修会等を毎年行いまして、文部科学省あるいは厚生労働省の方からいろいろな御指導を賜りながら、これまでも増して、社会が求める高い人材育成の観点に立ちまして、教育内容あるいは教育環境、そして私たち教師が指導力向上に努めて、社会の期待に応えていきたいと強く願っておるところでございます。

先ほど、どなたか委員の先生がおっしゃいましたが、養成校から来る者は倫理観が低いんじゃないかなというようなニュアンスを私はさっき受けたのでございますが、私は現場にいて、子どもたちに接しています。そして、一昨日も介護福祉士受験資格で本校から71名の生徒が弘前大学に受験に行きました。私は朝暗うちに見送りいたしましたけれども、生徒たち一人一人を見ていると、本当に福祉に関する熱意を持って日々頑張って勉強しています。そして、生徒たちをよく見ていただきたいんですが、心根が非常にやさしいです。今テレビでいろいろの若い者がああだこうだと、さまざまな話も出ないわけではありませんが、私はそうは考えていません。現場にいて若い者を信じて、これから日本の社会に大いに役に立っていくのではないかとそう思っておるところでございます。私はそういう意味で、社会の期待にこたえる本当の意味での福祉人の養成にこれまでも増して、今後さらに力を入れて努めてまいりたいということを申し上げておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(京極座長) 対馬委員はさっき逆のことをおっしゃったような気がするんですが。養成校の卒業生は倫理観が高いということをおっしゃったと思います。

それでは、田中委員、お願いします。

(田中委員) 私自身介護の現場で実務に就き、また資格を持ちながら働く者の団体の代表として、この18年間に多くの介護福祉士の仲間とこの問題について議論をしました。その中で多く出て来る言葉は、やり方を見直して欲しいということです。仲間達の声の裏づけとなるものは、私達の団体の構成割合が、介護福祉士の全体的な傾向より国家試験受験合格者が多いという実態から出てきており、資格を取ってから苦労した経験がかなりあったということではないかと思えます。私自身、平成元年第1回の試験で資格を得た者で、以降18年間介護福祉士として今日に至っているわけですが、介護に関する基礎教育もないままに、ある意味、試行錯誤の中で今日の自分を形成してきたわけです。養成校で基礎教育をきちんと学びたかったという思いを私自身含めたくさんの仲間達が持っています。そういう意味で、この見直しは、養成校への国家試験の導入の検討ということも言われていますが、一方で実務経験を経て国家試験を受ける者への教育のあり方についても、私達としては検討すべきではないかと思えます。

さて介護福祉士は、法律には別途定義づけがされておりますが、真に大切なことは人の人生、暮らし、あるいは健康といったものも見据えながら、それを支えていくパートナーであると思えます。皆様が考えられるように、主人公、生活の主体者はあくまで利用者自身であるということ、そういう意味では、援助する側の視点で考えるべきではなく、一人一人の人生観に沿った介護が展開できることが重要だろうと思えます。

では、そういった介護福祉士をどうやって育てるのかというのは、基礎教育の中できちんとおさえるべきことはおさえ、なおかつ、働きながらの継続研修が大事だと思います。しかし現実においては、「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」にもありましたように、養成校卒業者も国家試験合格者も双方にある意味で問題を抱えながら今日まで来たという実感が致します。

現場にいる者として、また、ひょっとすると近い将来、自分自身も介護を受ける側に立つ者として、大事にしてほしいのは、その人の育った文化や風土、あるいはその人自身が長い人生で身につけた価値観等それぞれ個別のものに添えるような介護専門職をどう育成するかということ、養成課程見直しの中でぜひ検討していただきたいと思えます。今、先行される中身を見ますと、いろんな検討項目がありますが、単に技術的なものに走るのではなく、本当に大事なことは人生観を支える視点を養うためにはどうあるべきかだと思います。

言い換えれば、介護職は自分を押し殺してでも相手の立場に立つことがしばしばあるわけですが。現場で個人としてつらい思いをし、組織等との間でジレンマに陥り、葛藤する介護福祉士が現に存在していますが、そういったことを乗り越えた上で、介護職のあるべき方向性を見つけ出すことが出来る、そのような介護福祉士を考えてほしいという思いがあります。

次に、介護保険制度の仕組みの中にいますと、先ほど井部先生がおっしゃったようにケアマネジメントが大変重みを持ってまいります。介護福祉士がすべてケアマネであるわけではございませんが、大事なことは他職種との連携ということだろうと思います。その連携を考えると、体系的、論理的能力を持った、エビデンスの出せる専門職でなければいけないということと、あわせてもう一つは、介護というのは実践が何よりも大事だと思いますので、現状の実践教育は果たして十分かどうかということも議論されなければいけないと思っております。

いずれに致しましても、人が人を支えるのが介護ですが、利用者の価値観、生活が主体であって、自分の価値観で介護することのないような専門職であるべきと思います。有資格者である私達自身が自分の価値観等に左右されがちで、常に踏みとどまらなければいけない介護福祉士が存在している。そういう意味で、介護の専門職はどうあるべきなのかという本来の視点に立って教育課程、また国家試験も含めて、きちんと考えていくことがなによりも大事なことではないかと思っております。

(京極座長) 中島委員、お願いします。

(中島委員) 私の思いとしましては、かわいい学生たちが介護福祉士を取って現にいろいろ働いているわけで、彼らを含めて介護福祉士の資格を持っている人の社会的認知が今以上にきちっと確立されて、誇りを持って働ける、また、国家資格を持っていることに見合って待遇、あるいはキャリアパス、そういうのがある程度保証されるような世の中になればと思います。また、社会情勢の移り変わりによって介護職の求人、就職希望者が増えたり減ったりするのは情けない話でありまして、どういう社会情勢であろうと、よい人材が安定的に集まってくる、そういう業種になれば、と思っております。

それから、介護保険に関しては、保険料を払って、自己負担もしてサービスを買うわけですから、サービスの品質の担保は絶対必要だろうと思っております。そういう意味で、人材の質の向上、それから可能な限り均質化ということは緊急の課題だろうと思っております。

そういうことで、社会保障審議会の介護保険部会の答申にもありますように、介護福祉